

第 3 3 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定のうち、別表に掲げる「公開すべき情報」の部分を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成30年10月 9日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

別紙 1（2018年10月 5日付報道）

学校の楽器など盗んだ教諭免職に関する、事実関係、及び処分について分かるものすべて。（参考のため、関係するものを記載する。それ以外にあれば含む）

- 1 事実関係
 - 2 事情聴取の記録等
 - 3 市が、調査して分かったもの。
 - 4 担当部署からの報告書
 - 5 本人、および管理職の弁明、等
 - 6 事後対応についてわかるもの（謝罪等含む）
 - 7 事件後の、所属職場の職員研修等わかるもの
- 2 同年11月13日、実施機関は、本件公開請求に対して、「処分調書」（以下「本件行政文書①」という。）、「守山西中学校 臨時保護者会メモ」（以下を「本件行政文書②」という。）及び「事情聴取記録」（以下「本件行政文書③」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、「職員の服務について（報告）」、「臨時保護者会開催について」、「綱紀粛正について」及び「職場内点検」を特定し、公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
 - 3 同年11月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、審査請求人は、本件公開請求と同時に、他の行政文書の公開請求を行い、実施機関は、当該公開請求に対し、本件処分の他に処分を行っているが、本件審査請求は、本件処分を特定して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書の一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件行政文書①から③には、事件関係者の家庭等の状況、被事情聴取者の内心等の個人情報に記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと思われられるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

(2) 本件行政文書①から③には、事業者名が記載されており、公にすることで、当該事業者の社会的評価が損なわれるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。

(3) 本件行政文書①から③には、犯罪の予防に関する記載や学校に設置している金庫に関する記載があり、公にすることで、犯罪を誘発し、財産の保護に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 懲戒処分を受けた教員（以下「本件教員」という。）の氏名及び処分内容については、本来は個人情報として保護されるべきものであるが、本件公開請求に係る事案（以下「本件窃盗事件」という。）に関しては、既に実施機関が公表していることから、本件処分においても公開した。

(2) 本件教員の意識、健康状態、家庭状況、財産、人間関係等の私的な情報は、公務員の職務の遂行に係る情報には該当せず、当該公務員が市民として社会生活を営む上で、個人情報として保護するべきものである。

(3) 本件教員から備品を買い取った事業者（以下「本件買取事業者」という。）は、学校から盗まれた物品であるとは知らずに買取を行っている。

本件買取事業者は、善意であったとはいえ、盗品を買い取った事実と買取価格について流布された場合、社会的評価が損なわれるおそれがある。

- (4) 特定の生徒の状況が記載されている部分は、特定の個人を識別することができるものであり、通常他人に知られたくないと認められるものである。また、仮に特定の個人が識別されないとしても、当該生徒の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。
- (5) 所持金を窃取された教員（以下「被害教員」という。）の氏名及び窃取された金額（以下「窃盗被害金額」という。）は、職員個人の財産について被害を受けたものであり、個人情報として通常他人に知られたくないと認められるものである。
- (6) 生徒から預かった後本件教員が着用したお金の金額（以下「着用被害金額」という。）について、生徒から預かったお金は私金であり、また、特定の学級における生徒の未納金額は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお生徒及び保護者の権利利益を害するおそれがある。
- (7) 被害総額には、生徒や被害教員の個人財産の被害額が含まれており、特定の個人を識別することはできないが、なお生徒及び保護者並びに被害教員の権利利益を害するおそれがある。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

原則公開がなされるべきとの裁定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件窃盗事件は、職場内の勤務時間中のことであり、職務行為とはいえませんが、職務行為の延長上の事件である。本来は、公務員の職務内容に関しては、全面的に開示されるものであり、一部開示はあり得ない。職務内容については公開対象である。また、学校内での犯罪は、関係する人々の安全等のためにすべて公開される必要がある。

- (2) 本件買取事業者の社会的評価が損なわれるためとあるが、本件買取事業者は、本件教員の非違行為には関与しておらず、巻き込まれたというにすぎない。本件買取事業者の名前が公開された時、善意の対応をなしたものとして、評価を上げるともいえる。原則公開ということからすると、少なくとも、買取価格については公開できる情報である。
- (3) 学校内の犯罪の予防等に関する主張は尊重する。
- (4) 本件行政文書②のうち、インターネットで言われていること、学校回答、意見のまとめは開示できる。
- (5) 公費、生徒のお金等及び公立学校の備品については、その用途に説明責任がある。
- (6) 本件行政文書③のうち、事実確認のためのものは開示されるべきである。本件窃盗事件は、学校内の物品管理の責任が問われる内容であり、本件窃盗事件についての経過、原因等に関しては、説明責任がある。
- (7) 被害額について、社会通念上、公開しない理由が理解できない。生徒から預かったお金は、職務に関することであるから、公費か否かに関わらず、公開されるべきである。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2 点が争点となっている。

なお、実施機関が第 3 1(3) で主張する条例第 7 条第 1 項第 3 号に係る部分については、審査請求人も第 4 2(3) で主張するとおり争っていないことから検討しない。

- (1) 本件行政文書①から③に記載された窃盗を行った教員の意識、健康状態、家庭状況、財産、人間関係及び特定の生徒の状況、被害総額、被害教員の氏名、窃盗被害金額及び着服被害金額（以下「本件情報①」という。）が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か。
- (2) 本件行政文書③に記載された本件買取事業者の名称及び買取金額（以下「本件情報②」という。）が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件審査請求の対象となる行政文書について

- (1) 当審査会の調査によれば、本件行政文書①から③が作成される原因となった本件窃盗事件については、以下のとおりである。

名古屋市守山区の市立中学校（以下「発生校」という。）において、職員室に保管してあった生徒からの徴収金を窃盗した疑いで、本件教員は平成30年7月30日に守山警察署に逮捕され、不起訴処分となった。

本件教員はこの他に、同校備品及び同僚教員が机で保管していた現金の窃取及び生徒から預かった徴収金の着服を認めている。

なお、実施機関は平成30年10月5日に本件教員を懲戒処分としている。

- (2) 本件行政文書①は、本件窃盗事件に関し、本件教員及び発生校の校長について、処分内容を審議した結果、作成された処分調書である。

当該文書には、被処分者の所属・職名・氏名、処分年月日、処分の種類、処分事由、本件窃盗事件の概要等が記載されているが、その中には、被害金額、被害総額及び本件教員の財産状況など本件情報①も含まれている。

- (3) 本件行政文書②は、本件窃盗事件を受け、平成30年7月31日に、発生校において保護者を対象に開催された臨時保護者会の記録である。

当該文書には、日時、場所、参加者数及び参加者からの質疑応答の内容等が記載されているが、その中には本件教員の健康状態、特定の生徒の状況などの本件情報①も含まれている。

- (4) 本件行政文書③は、本件窃盗事件に関し、本件教員及び発生校の校長から事情聴取を行った結果、作成された事情聴取記録である。

当該文書には、聴取日時、聴取場所、聴取者、当事者及び事情聴取事項等が記載されているが、その中には本件情報①及び②が含まれている。

4 本件情報①の条例第 7条第 1項第 1号該当性について

まず、本件情報①が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報①のうち、被害総額、被害教員の氏名、窃盗被害金額及び着服被害金額を除くものは、上記第 3 2(2) 及び(4) のとおり、本件教員及び特定の生徒の個人に関する情報である。これらの情報は、直接個人を識別することはできないものの、本件教員及び生徒の人格や私生活に密接に関連する情報であり、公にすることにより、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるものと認められる。

(3) 次に、本件情報①のうち、被害教員の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。被害教員の氏名を公にすることは、当該教員が本件窃盗事件の被害にあったことが明らかになるものであり、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

(4) また、本件情報①のうち、窃盗被害金額及び着服被害金額については、被害教員が学校の机の引き出しの封筒内で保管していた現金並びに本件教員が当時担任していた学級の生徒から預かった未納徴収金及び学級写真代金等であることが明らかになっている。

加えて、当審査会が実施機関に対して調査したところ、被害教員が机で保管していた現金は、当該教員の私的なものや部活動の用具代等の費用として生徒から預かったもの等であるとの回答を得た。

(5) 本件窃盗事件においては、発生校名及び本件教員の氏名が明らかになっており、事件当時に本件教員が担任していた学級に所属していた生徒や徴収等の対象となる生徒等を容易に探索し得る状況であることが認められる。

(6) したがって、本件教員や被害教員が保管していた金銭が、当該教員の私金であるか、あるいはどの生徒から徴収又は預かったものであるか、特定

される蓋然性は高いと認められる。

- (7) しかしながら、個人を特定し得たとしても、ある金額を当該教員に収めた又は預けた事実自体は、それを公にしても、当該個人の権利利益を不当に侵害するとまで認めることはできない。
- (8) 一方で、未納徴収金については、当該生徒及び保護者が本来期限までに収めるべき金額を納めていなかったことから発生すると認められることから、未納徴収金を当該教員に収めた事実については、当該生徒及び保護者の財産状況に関連し、これを公開すれば当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれが認められる。
- (9) また、未納徴収金を除いた被害金額を全て公にしたうえで被害総額を明らかにすれば、自ずと未納徴収金が明らかとなり、それらの内訳についても類推されるおそれが認められる。
- (10) したがって、本件情報①のうち、窃盗被害金額及び未納徴収金以外の着服被害金額は条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するとは認められないが、その他の本件情報①は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。
- (11) なお、審査請求人は、本件窃盗事件は勤務時間中に発生しており、教員の職務の遂行中に発生したため、本件情報①は公開されるべきであると主張するが、上記(1) から(10)に述べたとおり一部を除いて、本件情報①は、本件教員等の個人情報として保護されるべき情報であると認められる。

5 本件情報②の条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

次に、本件情報②が、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かを判断する。

- (1) 本号は、法人の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。
- (2) 本件情報②は、本件窃盗事件において、窃盗された学校の備品の買取を行った事業者名及びその際の買取金額であり、法人の事業活動に関する情報であると認められる。

(3) 次に、本件情報②を公開すると、本件買取事業者に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 当審査会が調査したところ、本件買取事業者は、いずれも通常の業務として物品の買取を行っていることをウェブサイト等で明らかにしていることが確認できた。

イ また、本件買取事業者は、上記第 3 2(3) のとおり、学校の備品であることが分からない状態で買取を行っており、故意に盗品を買い取った事実は認められない。

ウ 結果として盗品を買い取ったことが明らかになれば、不当な悪評が生じる可能性は皆無ではないが、買取業務を継続する中で当該評価が発生する可能性もまた皆無ではない。しかしながら、本件窃盗事案において、不当な悪評が生じる可能性が高くなるなど、不当に不利益を生じさせると認めるに足る特段の事情は認められない。

エ さらに、本件買取金額を明らかにすれば、その適正性等について不当な評価が生じる可能性は皆無ではないが、上記ウと同様、本件窃盗事案において不当に不利益を生じさせると認めるに足りる特段の事情は認められない。

オ したがって、本件情報②を公にした場合に、本件買取業者に明らかに不利益が生じるおそれがあるとまでは認められない。

(4) 以上のことから、本件情報②は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件各処分 of 妥当性については、上記 4 及び 5 において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
-------	-----

平成30年12月19日	諮問書の受理
平成31年 1月25日	弁明書の受理
3月25日	反論意見書の受理
令和 3年 6月25日 (第23回第 3小委員会)	調査審議
7月30日 (第24回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第24回第 3小委員会)	調査審議
8月27日 (第25回第 3小委員会)	調査審議
9月17日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人

別表 公開すべき情報

公開すべき情報
<ul style="list-style-type: none">・ 窃盗被害金額・ 着服被害金額のうち、未納徴収金以外のもの・ 盗品を買い取った事業者名・ 盗品の買取金額